

第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害のある人が、その能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応したサービスが必要です。

必要な障害福祉サービスの提供や相談支援を受けることができる体制づくりを着実に進めることにより、障害のある人たちの安心した地域生活が可能となります。

平成18年4月から始まった障害者自立支援法では、地域生活移行への推進や就労支援の強化など新しい課題に対応するため、障害種別にかかわらず、福祉サービスを利用するための仕組みを統一し、新たな事業体系に再編されました。

これにより、新たな事業者の参入や旧体系福祉施設の新体系サービスへの移行が進んでいます。

しかしながら、旧体系の福祉施設は平成23年度末まで従来のサービスで運営できるため、当初の予定より新体系サービスへの移行時期に遅れが見られたり、一部市町村においては、サービスの確保が十分でない状況も見られます。

第2期計画の策定に当たっては、こうした現状の把握・分析を行い、課題整理を行いました。

そのうえで、それら諸課題等を踏まえ、本計画の計画期間である平成21年度から平成23年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の実施に関する考え方及び必要な量の見込み（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策について決めました。

今後は、本計画に基づき、県と市町村が協働して、指定障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、サービス見込量の算定に当たっては、各市町村におけるサービス見込量をベースとしつつ、地域間格差などに留意し、障害保健福祉圏域ごとに調整しています。

（サービス見込量には、旧体系でサービスを提供する福祉施設のサービス見込量は含まれておりません。）

1 訪問系サービス

(1) 現状 第1期計画の分析・評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

訪問系サービスの平成18年度・19年度の利用状況は、県全体では見込量を上回っています。

しかしながら、各サービスの提供体制を見ると、居宅介護、重度訪問介護については、全市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつありますが、行動援護については、小規模な市町村では、事業者の参入がないところも多く、参入促進を図っていく必要があります。

また、重度障害者等包括支援は、利用対象が限られることもあり、まだ、事業者の参入があるのは1市のみで、事業者の参入促進を図る必要があります。

【訪問系サービスの利用状況】

年 度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①/②
18	188,090 時間/月	181,887 時間/月	103.4%
19	203,498 時間/月	195,117 時間/月	104.3%

(2) サービス見込量

訪問系サービスのサービス見込量は、現在の訪問系サービス利用者数を基礎として、利用者の状況や、退院可能精神障害者等新たに見込まれるサービス利用者の数などを勘案し、算定しています。

【訪問系サービスの圏域別サービス見込量】

区分	21 年度		22 年度		23 年度		
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	
県全体	238,175	7,118	259,696	7,869	279,287	8,621	
圏 域 別	名古屋	162,000	3,570	177,000	4,040	189,000	4,500
	海部	4,500	189	5,113	213	5,723	236
	尾張中部	2,051	113	2,202	116	2,351	121
	尾張東部	7,959	338	8,840	371	9,731	408
	尾張西部	7,538	340	8,051	354	8,624	369
	尾張北部	12,056	504	12,806	529	13,817	554
	知多半島	12,598	693	13,237	751	14,093	813
	西三河北部	5,471	220	6,448	240	7,800	260
	西三河南部	14,100	641	15,331	707	16,548	761
	東三河北部	697	53	825	59	1,032	71
東三河南部	9,205	457	9,843	489	10,568	528	

※ 利用時間の単位：時間/月

(3) サービスの確保策

訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、今後も、福祉施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行に伴い、居宅介護等のニーズが高まることが予想されることから、引き続き、次のような確保策を進めていきます。

- 介護保険事業の訪問介護事業者に対して、障害のある人を対象とした居宅介護事業への参入を働きかけていきます。
- 精神障害者を対象とした居宅介護事業が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を三障害に拡充していくよう、働きかけていきます。
- 重度の肢体不自由者の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護事業を実施することを目指し、働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護事業者への参入を働きかけていきます。
- 複数のサービスを提供する重度障害者等包括支援事業者については、現状では実施する事業者が限られているため、地域において必要なサービスが確保できるよう、事業者の参入促進を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) 現状 第1期計画の分析・評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、児童デイサービス、短期入所の9つに整理されます。

このうち、生活介護始め7サービスについては、旧体系施設から新体系への移行が遅れていることもあり、19年度におけるサービスの利用状況は、見込量に比べ低くなっています。

特に、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)については、当初の想定より、旧体系施設からの移行が遅れていることから、かなり低くなっています。

児童デイサービス、短期入所については、事業所の地域偏在が見られ、他市町村の事業者を使う例も多く見られます。

【日中活動系サービスの平成 19 年度の利用状況】

サービスの種類	利用実績等①	見込量(計画値)②	①/②
1 生活介護	44,154 人日/月	60,176 人日/月	73.4%
2 自立訓練(機能訓練)	132 人日/月	3,080 人日/月	4.3%
3 自立訓練(生活訓練)	1,848 人日/月	5,280 人日/月	35.0%
4 就労移行支援	8,558 人日/月	13,501 人日/月	63.4%
5 就労継続支援(A型)	2,596 人日/月	4,706 人日/月	55.2%
6 就労継続支援(B型)	21,450 人日/月	22,645 人日/月	94.7%
7 療養介護	54 人/月	58 人/月	93.1%
8 児童デイサービス	18,371 人日/月	15,869 人日/月	115.8%
9 短期入所	8,775 人日/月	8,699 人日/月	100.9%

※ 1～6 は利用定員から算出した月間の利用可能日数（定員×22日）

(2) サービス見込量

日中活動系サービスのサービス見込量については、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者の状況や新たにサービス利用が見込まれる人などの数を勘案し、算定しています。

障害のある人たちが安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、サービス内容の周知を図りながら、旧体系の福祉施設等の新体系への計画的な移行と事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害程度区分が3以上（50歳以上は2以上）の障害のある人が利用対象となります。

【生活介護のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		101,463	5,314	128,044	6,567	182,069	9,196
圏 域 別	名古屋	31,540	1,660	39,710	2,090	48,070	2,530
	海部	4,776	238	6,114	298	7,763	375
	尾張中部	2,272	115	2,706	138	3,753	191
	尾張東部	4,020	208	5,239	256	9,385	453
	尾張西部	7,435	350	9,545	406	15,911	681
	尾張北部	6,367	371	10,011	566	16,080	903
	知多半島	11,800	563	13,049	619	17,099	811
	西三河北部	7,166	452	7,634	473	11,750	680
	西三河南部	11,328	616	14,237	751	25,559	1,290
	東三河北部	1,210	55	1,452	66	2,190	100
	東三河南部	13,549	686	18,347	904	24,509	1,182

※利用日数の単位：人日/月

※人日とは、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（機能訓練）のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		1,613	91	1,946	107	2,421	134
圏 域 別	名古屋	700	40	700	40	700	40
	海部	75	3	137	6	225	11
	尾張中部	91	6	113	7	135	8
	尾張東部	89	7	89	7	111	9
	尾張西部	46	3	144	7	255	13
	尾張北部	171	10	213	13	287	17
	知多半島	143	7	252	12	353	17
	西三河北部	46	2	46	2	46	2
	西三河南部	100	6	100	6	146	9
	東三河北部	22	1	22	1	22	1
	東三河南部	130	6	130	6	141	7

※利用日数の単位：人日/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（生活訓練）のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		2,310	118	3,318	167	5,509	295
圏 域 別	名古屋	530	30	700	40	700	40
	海部	84	4	124	6	305	15
	尾張中部	27	3	49	4	133	9
	尾張東部	184	9	206	10	514	24
	尾張西部	100	5	166	8	323	16
	尾張北部	461	22	745	35	1,007	47
	知多半島	292	14	382	18	533	25
	西三河北部	22	1	22	1	44	2
	西三河南部	258	14	572	29	1,256	62
	東三河北部	22	1	22	1	121	7
	東三河南部	330	15	330	15	573	48

※利用日数の単位：人日/月

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

福祉施設から一般就労への移行といった新たな課題に対応するために制度化されたサービスであり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労移行支援のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		15,863	802	18,615	938	23,194	1,176
圏 域 別	名古屋	4,750	250	5,130	270	6,650	350
	海部	296	14	838	39	1,059	50
	尾張中部	154	7	198	9	308	14
	尾張東部	1,636	84	1,931	100	2,249	116
	尾張西部	763	35	797	37	1,117	52
	尾張北部	536	26	1,163	56	1,942	93
	知多半島	2,463	115	2,042	97	2,456	119
	西三河北部	970	52	1,110	59	1,365	72
	西三河南部	1,499	81	2,155	111	3,322	173
	東三河北部	770	35	880	40	671	31
	東三河南部	2,026	103	2,371	120	2,055	106

※利用日数の単位：人日/月

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。

【就労継続支援（A型）のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		6,183	314	8,198	399	11,859	582
圏 域 別	名古屋	1,520	80	1,710	90	3,610	190
	海部	70	3	132	6	262	12
	尾張中部	66	3	88	4	176	8
	尾張東部	247	13	355	19	589	33
	尾張西部	329	25	814	37	1,111	51
	尾張北部	704	32	726	33	790	36
	知多半島	370	17	392	18	434	20
	西三河北部	188	9	893	41	1,024	47
	西三河南部	951	47	1,078	53	1,229	59
	東三河北部	0	0	165	8	242	11
	東三河南部	1,738	85	1,845	90	2,392	115

※利用日数の単位：人日/月

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援(A型)と異なり、雇用契約は結びません。

【就労継続支援（B型）のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		44,302	2,296	59,177	3,045	84,444	4,322
圏 域 別	名古屋	16,910	890	21,280	1,120	26,030	1,370
	海部	1,195	56	2,516	119	4,103	198
	尾張中部	1,133	59	1,265	65	1,441	75
	尾張東部	1,815	94	2,198	114	3,918	203
	尾張西部	1,586	74	2,082	97	3,787	178
	尾張北部	5,316	264	6,489	319	11,265	554
	知多半島	3,463	170	5,304	254	8,061	392
	西三河北部	1,700	100	4,000	230	4,324	246
	西三河南部	7,051	383	8,969	477	14,235	754
	東三河北部	418	19	583	27	913	42
	東三河南部	3,715	187	4,491	223	6,367	310

※利用日数の単位：人日/月

キ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【療養介護のサービス見込量】

区分		21年度	22年度	23年度
県全体		65	69	74
圏 域 別	名古屋	30	30	30
	海部	4	6	7
	尾張中部	0	0	0
	尾張東部	5	6	6
	尾張西部	2	2	2
	尾張北部	7	8	9
	知多半島	7	7	7
	西三河北部	1	1	1
	西三河南部	5	5	6
	東三河北部	0	0	1
	東三河南部	4	4	5

※ 単位：人/月

ク 児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

【児童デイサービスのサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		23,252	2,616	25,609	2,798	28,003	3,004
圏 域 別	名古屋	8,600	890	9,550	940	10,500	990
	海部	863	119	933	129	1,004	140
	尾張中部	1,182	124	1,403	147	1,623	170
	尾張東部	451	88	504	99	570	111
	尾張西部	2,638	320	2,701	327	2,793	337
	尾張北部	4,634	475	4,937	509	5,368	559
	知多半島	737	94	1,078	114	1,234	121
	西三河北部	100	22	40	7	40	7
	西三河南部	1,735	204	1,845	213	1,921	222
	東三河北部	174	17	223	18	286	20
	東三河南部	2,138	263	2,395	295	2,664	327

※ 利用日数の単位：人日/月

ケ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

なお、平成17年度まで短期入所と位置づけられていた日帰り利用は、障害福祉サービスから除外され、地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業での対応となっています。

【短期入所のサービス見込量】

区分		21年度		22年度		23年度	
		利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体		10,719	1,776	11,645	1,928	12,720	2,106
圏 域 別	名古屋	3,300	570	3,600	620	3,900	670
	海部	558	96	629	108	701	120
	尾張中部	191	34	211	37	236	40
	尾張東部	385	68	428	77	474	87
	尾張西部	1,043	150	1,145	164	1,252	180
	尾張北部	1,071	157	1,174	171	1,296	187
	知多半島	856	174	919	190	1,036	214
	西三河北部	556	93	590	99	631	106
	西三河南部	1,269	242	1,349	258	1,494	286
	東三河北部	130	21	137	22	156	25
	東三河南部	1,360	171	1,463	182	1,544	191

※利用日数の単位：人日/月

(3) サービスの確保策

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 小規模な事業所であっても、一定の条件のもとで障害福祉サービスを実施することが可能となったことから、小規模作業所についても、運営主体の法人化を図り、新体系サービスへの移行を進め、必要なサービスの確保に努めていきます。
- 地域生活のセーフティネット機能となる短期入所については、今後、障害のある人たちの地域生活移行が進むのに伴い、ますますニーズが高まることが予想されることから、入所施設の空床利用などを促進し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）については、旧体系施設からの移行を検討しているところがあまり多くないことから、既の実施している事業所の取組を紹介するなどして、事業実施を広く促していきます。
- 利用者のニーズに応じ、多様なサービスの提供体制を確保するため、事業者に対し、小規模な形で複数の事業を一体的に運営する多機能型事業の実施を広く促

していきます。

- コミュニティビジネスに対する支援や中心市街地活性化に対する支援など、福祉分野以外の支援策の活用についても広く情報提供をすることにより事業者の参入を促し、福祉サービスの拡大を図っていきます。
- 既存施設等の新体系サービスへの移行を促進するため、施設の改修等の経費について助成をします。
- 重症心身障害児・者が、身近な指定短期介護事業所で短期入所を利用できるよう、看護師及び生活支援員等による支援体制の整備に要する経費を助成し支援していきます。

3 居住系サービス

(1) 現状 第1期計画の分析・評価

障害者自立支援法では、24時間を通じた施設での生活から地域での生活への転換を図るため、日中活動の場と生活の場の分離を図るなど施設体系についての見直しが行われましたが、この生活の場の提供に係るものが、居住系サービスです。

居住系サービスは、共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)、並びに施設入所支援に整理されます。

平成20年3月31日現在、施設入所支援は6施設(定員420人)と19年度サービス見込量の3分の1程度で、当初の計画より旧体系の施設から新体系への移行が大幅に遅れています。

共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)は、平成20年3月31日現在で339か所1,460人とほぼ見込量(1,512人)に近い設置率(96.6%)となっていますが、地域生活移行の受皿となる主要な住まいの場であり、より一層の整備促進が必要です。

【居住系サービスの平成19年度の状況】

サービスの種類	利用定員①	見込量(計画値)②	①/②
共同生活援助及び共同生活介護	1,460人/月	1,512人/月	96.6%
施設入所支援	460人/月	1,348人/月	34.1%

(2) サービス見込量

ア 共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)

共同生活援助は、地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれているものです。

また、共同生活介護(ケアホーム)は、障害者自立支援法で新設されたもので、障害のある人に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、障害程度区分が2以上の方が利用対象となります。

サービス見込量については、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の状況や入所施設・精神科病院からの地域生活への移行者など新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案し、算定しています。

なお、共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)については、一つのホームで両方のサービスを提供することも可能であることから、合算したサービス見込量で整理しています。

【共同生活援助及び共同生活介護のサービス見込量】

区分		21年度	22年度	23年度
県全体		2,019	2,408	2,875
圏 域 別	名古屋	870	1,030	1,190
	海部	59	73	91
	尾張中部	18	20	26
	尾張東部	67	79	111
	尾張西部	107	158	180
	尾張北部	124	169	226
	知多半島	196	219	252
	西三河北部	114	134	154
	西三河南部	208	234	282
	東三河北部	34	45	59
	東三河南部	222	247	304

※単位：人/月

イ 施設入所支援

障害福祉施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、平日の日中は、前述の日中活動系サービスを利用することとなります。

生活介護利用者のうち障害程度区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上)、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

サービス見込量については、現在の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活移行数と削減数の数値目標や入所待機者数等を勘案し、算定しています。

また、障害者自立支援法では、平成23年度末までに新体系のサービスに移行を完了することとなっていますので、各施設の移行予定等を把握し、見込量の算定に加味しています。

【施設入所支援のサービス見込量】

区分		21年度	22年度	23年度
県全体		2,039	2,618	3,981
圏 域 別	名古屋	610	760	1,040
	海部	162	199	245
	尾張中部	64	78	113
	尾張東部	88	115	208
	尾張西部	110	153	261
	尾張北部	152	283	420
	知多半島	193	200	253
	西三河北部	84	90	232
	西三河南部	273	359	589
	東三河北部	37	39	75
	東三河南部	266	342	545

※単位：人/月

(3) サービスの確保策

平成20年4月1日現在、県内の共同生活援助（グループホーム）は22か所（116人）、共同生活介護（ケアホーム）は76か所（定員344人）、両方の指定を受けているホームは249か所（定員1,080人）で、合計347か所（定員1,540人）です。

福祉施設等から地域生活への移行や自宅等を出て地域で暮らすことを希望する人の住まいの場として、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の確保は必要不可欠であり、計画的な整備を進めていきます。

※ 共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の確保策については、第4章1及び2に記述

4 相談支援

(1) 現状 第1期計画の分析・評価

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制を確保することはもちろんのこと、障害のある人や保護者からの相談対応や、福祉サービス等に関する情報提供などを行うとともに、適切にサービスが利用できるようにするためサービス利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行う相談支援事業者の確保が必要です。

相談支援事業者は、18年度 112か所、19年度 143か所と着実に増えてきてい

ますが、サービス利用計画の作成は、利用が特に計画的な支援を必要とする者と限定的なこともあり、その利用が進んでいない状況にあります。

【相談支援(サービス利用計画作成)の利用状況】

年 度	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
18	61人/月	215人/月	28.4%
19	137人/月	1,090人/月	12.6%

(2) サービス見込量

ここでは、障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身者や地域生活へ移行する人など計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を、サービス見込量として整理します。

【相談支援のサービス見込量】

区分		21年度	22年度	23年度
県全体		565	815	1,067
圏 域 別	名古屋	250	350	450
	海部	44	64	83
	尾張中部	9	12	13
	尾張東部	14	17	23
	尾張西部	30	67	105
	尾張北部	20	27	40
	知多半島	31	35	39
	西三河北部	15	31	46
	西三河南部	42	70	101
	東三河北部	14	20	26
	東三河南部	96	122	141

※ 単位：人/月

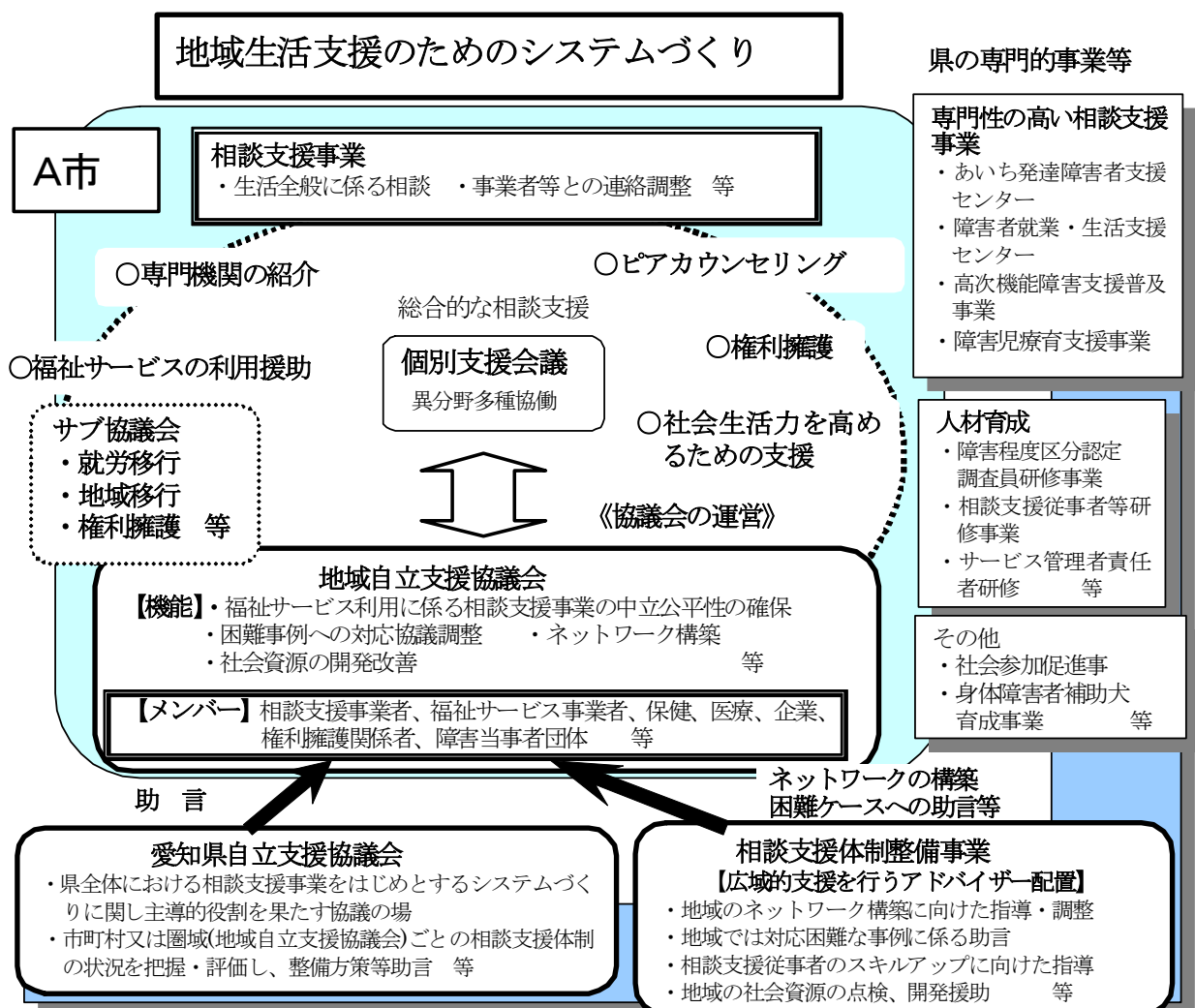
(3) サービスの確保策

- 社会福祉法人や NPO 法人等が相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修に要する費用について助成します。
- 県では、毎年度、相談支援従事者等研修事業を実施し、相談支援事業者の参入を促進していきます。

○ 一般的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されており、市町村は障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを行って、サービス利用計画の作成や事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

○ このため、県は、市町村の相談支援体制構築に向け、主導的役割を担う協議の場として、愛知県自立支援協議会を設置し、市町村又は圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策の助言等を行います。

また、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域では対応困難な事例に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、障害のある人が安心して暮らしていけるシステムづくりを進めていきます。



第6章 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成20年3月31日現在における入所定員総数は、新体系の施設入所支援420人（6施設）、また、旧体系の施設は、身体障害者療護施設1,143人（18施設）、身体障害者授産施設100人（2施設）、知的障害者更生施設（入所）2,715人（43施設）、知的障害者授産施設（入所）50人（1施設）、身体障害者更生施設130人（3施設）で、合計4,558人（73施設）となっています。

本計画の計画期間である平成23年度までの各年度における、本県障害者支援施設の必要入所定員総数は、次のとおりです。

必要入所定員総数は、旧体系施設と新体系施設の入所者数を合算したもので、算定に当たっては、施設入所者の地域生活への移行数や施設入所者数の削減等を勘案したものとしています。

【指定障害者支援施設の必要入所定員総数見込量】

（単位：人）

区分	21年度	22年度	23年度
施設入所支援	2,187	2,778	4,360
（旧体系）施設入所	2,311	1,665	0
計	4,498	4,443	4,360

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

人材の養成、サービスの評価、障害のある人たちの権利擁護や苦情解決など、サービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

1 サービス提供に係る人材の育成

○ サービス管理責任者研修の実施

障害者自立支援法に基づく新たな事業の実施に当たっては、サービスの質の確保のため、事業者に対し、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行う、サービス管理責任者の配置が義務づけられています。

このサービス管理責任者は事業所におけるサービス提供の中心となり、重要な役割を果たしていますので、サービス管理責任者の確保に向けた研修を引き続き充実していきます。

○ 相談支援専門員研修の実施

障害のある人のケアマネジメントを行う指定相談支援事業者には、相談支援専門員を配置する必要がありますので、養成研修を実施し、その人材確保を図っていきます。

○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

各訪問系サービスの従業者養成研修については、居宅介護従業者、行動援護従業者、重度訪問介護従業者の養成研修に再編されています。それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を行っていきます。

○ 新体系サービスに適応した施設職員研修の実施

施設職員に対しては、これまでも、愛知県社会福祉協議会に研修を委託し、人材育成を行ってきましたが、従来の研修に加え、新体系サービスに対応した職員の育成に向けた研修の在り方を検討していきます。

○ 福祉の場で働く人材の確保

福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置し、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事を

希望する人への講習会などを実施してきました。

引き続き、福祉人材センターを中心に、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に取り組んでいきます。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならないものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択に資することが可能となります。

県では、平成16年9月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

今後も、福祉サービスを受ける者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者に対し、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。

また、居宅介護や児童デイサービス、短期入所など、評価の対象とされていなかった居宅生活支援サービスについても、実施対象として拡大していくよう検討していきます。

3 障害のある人たちの権利擁護

県では、障害のある人たちへの虐待の防止など様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人たちをめぐる諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者自立支援法でも示されているように、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者は、障害のある人の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければなりません。

県では、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービスの提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行って

いきます。

○ 市町村に対する助言・指導

障害者自立支援法では、市町村の責務として、障害のある人たちに対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人たちの権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

県では、市町村が行う相談支援事業が自立支援協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人たちの権利が擁護されるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

○ 適切な苦情解決

各事業所では迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者を置くとともに、第三者委員による苦情解決が図られています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や早急な虐待防止対策に資することから、県では、今後も、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督や、運営適正化委員会の実効性の強化を図っていきます。

○ 成年後見制度の活用等権利擁護の推進

平成 11 年 10 月より、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

県では、こうした日常生活自立支援事業や、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な方を保護し、支援する成年後見制度の更なる活用を図るため、利用促進に向けた啓発に努めていきます。

○ 偏見・差別の意識の解消

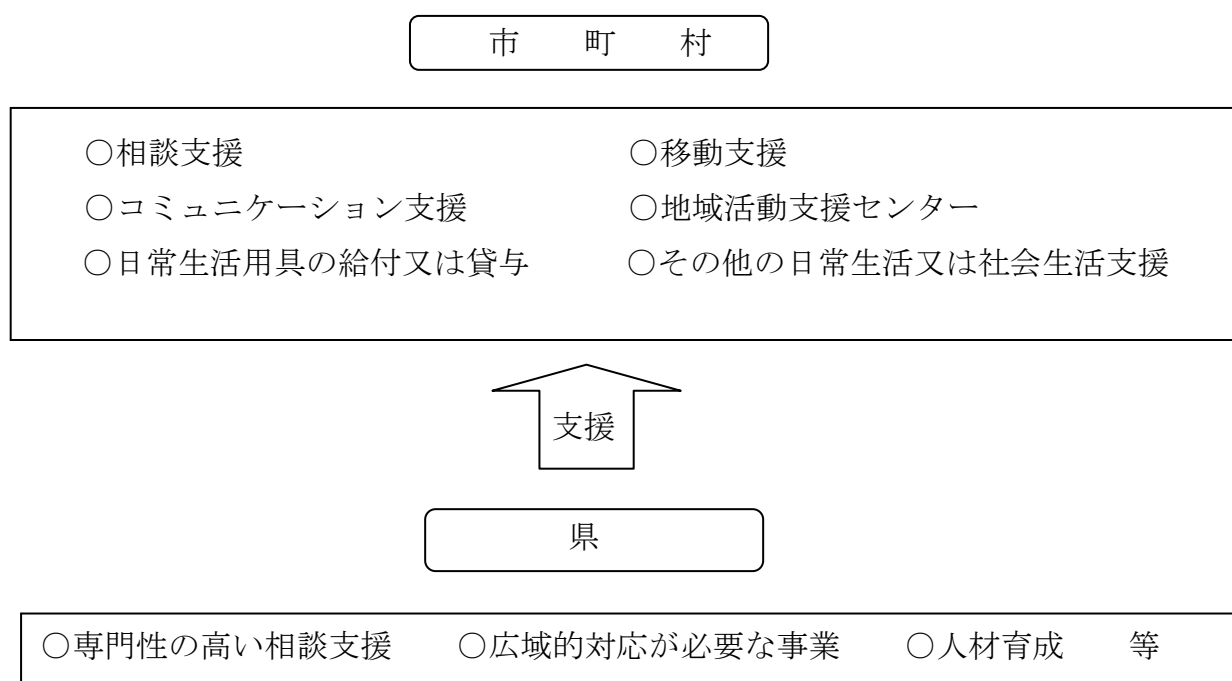
障害のある人たちの安心した地域生活の確保とノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、NPOとの協働による啓発事業の実施やタウンミーティング・シンポジウムの開催などにより、地域住民に対して、障害のある人たちに対する偏見・差別の意識の解消に向けた普及啓発を推進していきます。

第8章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障害のある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされています。

県では、専門性・広域性の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。



1 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人たちに対する支援を総合的に行う拠点として、平成15年5月に愛知県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター（平成18年4月から、あいち発達障害者支援センターに改称）を開設し、相談支援（発達支援、生活支援、就労支援を含む）、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

◆平成19年度実績

- ・相談、助言件数 1,206件
- ・研修：開催回数 104回、参加人数 4,494人

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等

に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

特に、人材育成については、市町村の相談支援体制づくりの中核となる「発達障害支援指導者」を、平成 21 年度末までに全市町村(名古屋市を除く。)に配置できるよう養成します。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

【発達障害者支援センター運営事業のサービス見込量】

事業名	21 年度		22 年度		23 年度	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
発達障害者支援 センター運営事業	1	950	1	950	1	950

※ 利用見込者数は、発達障害者支援センターにおける相談支援実件数について計上

(2) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を 6 か所の障害者就業・生活支援センターにおいて実施しています。

◆設置状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

- ① なごや障害者就業・生活支援センター（活動地域：名古屋市内、その周辺）
- ② 豊橋障害者就業・生活支援センター（活動地域：東三河地域）
- ③ 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（活動地域：知多地域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（活動地域：西三河地域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（活動地域：尾張西部地域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（活動地域：尾張北部地域）

平成 23 年度までに、各圏域に 1 か所を目途に設置を進め、障害のある人たちに対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援をより一層推進していきます。

【障害者就業・生活支援センター運営事業のサービス見込量】

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
障害者就業・生活支援 センター運営事業	7	1,050	9	1,350	11	1,650

※ 利用見込者数は、登録者数について計上

(3) 高次脳機能障害支援普及事業

平成 18 年 10 月より、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害のある人たちに対して、専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。

引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害のある人たちの支援を進めていきます。

【高次脳機能障害支援普及事業のサービス見込量】

事業名	21年度		22年度		23年度	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
高次脳機能障害 支援普及事業	1	350	1	350	1	350

※ 利用見込み者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員について計上

(4) 障害児等療育支援事業

障害児への相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 10 か所の支援・拠点施設において、障害児(者)地域療育等支援事業を実施してきました。

◆平成 19 年度実績

- ・在宅支援訪問療育等指導件数 5,126 件
- ・在宅支援外来療育等指導件数 2,654 件
- ・施設支援一般指導件数 1,007 件 合計 8,787 件

引き続き、在宅の障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、指定された障害児(者)施設の専門スタッフが地域を巡回し、あるいは外来により、保護者や障害児(者)、関係者に療育上の指導や助言を実施していきます。

また、県全体で 10 施設が実施していますが、3 圏域において未設置であることから、未設置圏域への設置について検討していきます。

【障害児等療育支援事業のサービス見込量】

事業名	21年度	22年度	23年度
障害児等療育支援事業	10か所	10か所	13か所

2 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

ア 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域では対応困難な事例に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の整備を進めていきます。

イ 愛知県自立支援協議会

市町村の相談支援体制構築に向け、主導的役割を担う協議の場として、愛知県自立支援協議会を設置し、相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策の助言等を行っています。引き続き、市町村の相談支援体制の状況を把握、評価する等、障害児(者)の地域生活の支援に向けて助言をしていきます。

3 その他の事業

(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業

毎年度、障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害程度区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修及び主治医研修を実施していきます。

(2) 相談支援従事者等研修事業

毎年度、相談支援事業等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、相談支援従事者現任・初任者研修を実施していきます。

なお、今後、現任研修の受講者が大幅に増加するため、現任研修の講師を養成する研修の実施について検討していきます。

(3) サービス管理責任者研修事業

毎年度、事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者の養成研修を実施していきます。

(4) 手話通訳者養成研修事業

毎年度、聴覚障害者の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。【養成者数 年 40 人】

(5) 要約筆記奉仕員養成研修事業

毎年度、中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記奉仕員を養成する研修を実施していきます。【養成者数 年 20 人】

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

毎年度、盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。【養成者数 年 20 人】

(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

毎年度、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

(8) 福祉ホーム事業

現在、県所管として 4 か所の身体障害者福祉ホーム(定員 43 人)、及び 1 か所の知的障害者福祉ホーム(定員 10 人)がありますが、引き続き、その運営を支援していきます。

(9) 盲人ホーム事業

引き続き、自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会に委託し、実施していきます。【実施場所：明生会館盲人ホーム定員 20 名】

(10) 身体障害者補助犬育成事業

引き続き、障害者の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成していきます。

(11) 障害者社会参加促進事業

引き続き、障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施していきます。

ア 重度障害者に対する市町村特別支援事業

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く、訪問系サービスの支給額及び重度訪問介護の支給額が国庫負担基準額を超えた市町村に対

して一定の財政支援を行います。

イ 生活訓練事業（オストメイト社会適応訓練事業、音声機能障害者発声訓練事業等）

障害のある人等の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

ウ 情報支援等事業（盲ろう者通訳ガイドヘルパー派遣事業、点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等）

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図っていきます。

エ 障害者IT総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点として、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用して障害のある人の社会参加を一層促進していきます。

オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業（ボランティア養成事業等）、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施します。

カ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施します。